

議 第 90 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に
関する事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、御船町甲佐町衛生施設組合の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 御船町甲佐町衛生施設組合（以下「組合」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、御船町及び甲佐町の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市に委託する。

(委託の期間)

第2条 委託事務の委託の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、熊本市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 組合の長は、必要があるときは、熊本市長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担及び予算の執行)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、組合の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

第5条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、熊本市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、熊本市の収入とする。

(決算の措置)

第7条 熊本市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を組合の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 組合の長及び熊本市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回の定期の連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃)

第9条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行について適用される熊本市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ組合の長に通知しなければならない。

2 熊本市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を組合の長に通知しなければならない。

3 組合の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 組合の長は、この規約の告示の際、委託事務については熊本市の条例等が適用される旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、熊本市長がこれを決算する。

4 熊本市がこの規約の施行の前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 29 2 条において準用する同法第 25 2 条の 14 第 1 項の規定により、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法第 29 2 条において準用する同法第 25 2 条の 14 第 3 項において準用する同法第 25 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合（以下「組合」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、益城町、嘉島町及び西原村の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市に委託する。

(委託の期間)

第2条 委託事務の委託の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、熊本市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 組合の長は、必要があるときは、熊本市長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担及び予算の執行)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、組合の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

第5条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、熊本市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、熊本市の収入とする。

(決算の措置)

第7条 熊本市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を組合の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 組合の長及び熊本市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回の定期の連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃)

第9条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行について適用される熊本市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ組合の長に通知しなければならない。

2 熊本市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を組合の長に通知しなければならない。

3 組合の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 組合の長は、この規約の告示の際、委託事務については熊本市の条例等が適用される旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、熊本市長がこれを決算する。

4 熊本市がこの規約の施行の前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務
の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、上益城郡山都町の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託 に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 上益城郡山都町（以下「山都町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、山都町の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市に委託する。

(委託の期間)

第2条 委託事務の委託の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、熊本市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 山都町長は、必要があるときは、熊本市長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担及び予算の執行)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、山都町の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、山都町長及び熊本市長が協議して定める。

第5条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、熊本市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、熊本市の収入とする。

(決算の措置)

第7条 熊本市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を山都町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 山都町長及び熊本市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図る

ため、年1回の定期の連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃)

第9条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行について適用される熊本市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ山都町長に通知しなければならない。

2 熊本市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を山都町長に通知しなければならない。

3 山都町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、山都町長及び熊本市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 山都町長は、この規約の告示の際、委託事務については熊本市の条例等が適用される旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、熊本市長がこれを決算する。

4 熊本市がこの規約の施行の前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、山都町長及び熊本市長が協議して定める。

上益城郡 5 町及び西原村の可燃ごみの広域処理について

1 背景

東部環境工場については、焼却処理に余力があり近隣市町村との連携について検討を行ってきた。

そのような中、令和 2 年(2020 年)3 月、「可燃ごみの広域処理に関する覚書」を締結し、令和 7 年度(2025 年度)から、上益城郡 5 町※及び西原村の可燃ごみの処理を本市が受託することを合意した。

※上益城郡 5 町:益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町

2 事業効果

(1) 委託料収入及び売電収入の増加

◆委託料(処理単価)※焼却灰埋立処分費を含む、関係自治体合意済み

1 トンあたり 18,000 円

<参考> 熊本市民が持ち込む場合の処理手数料

10 kgごとに 150 円(1 トンあたり 15,000 円)

◆受入量見込み

年間 24,000 トン

 **歳入増加見込み:年間約 4 億 6 千万円**

(2) その他の効果

◆上益城郡 5 町においては、新たな焼却処理施設が稼働するまでの準備期間を十分に確保できる

3 事務の委託

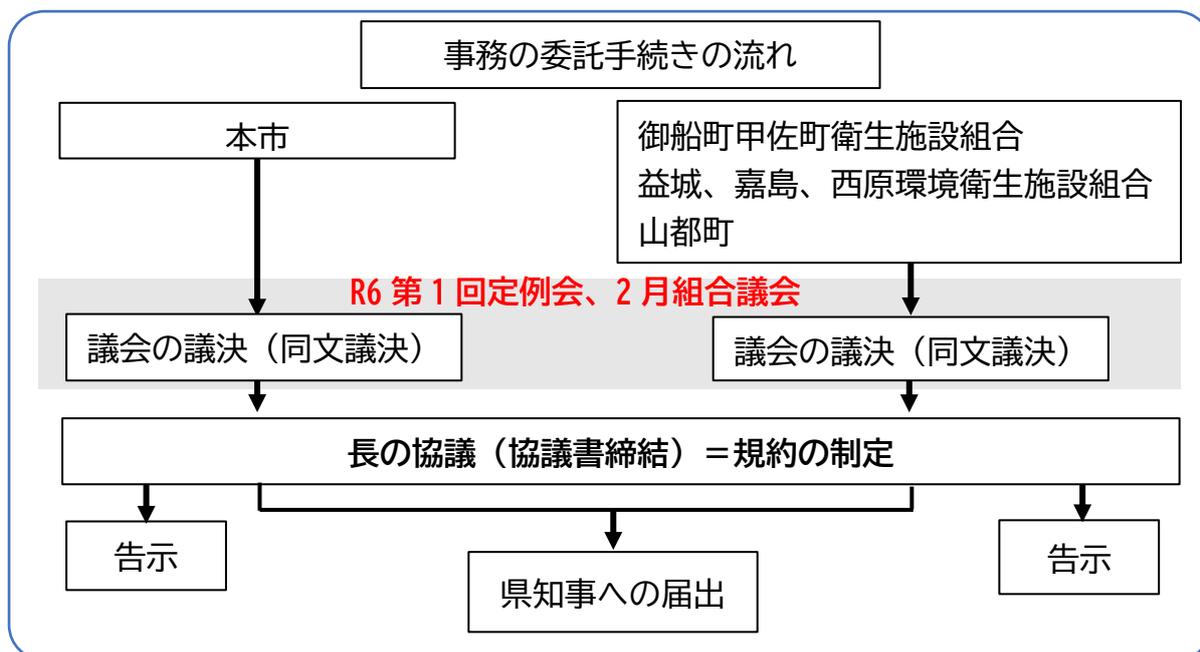
○地方自治法第 252 条の 14 第 1 項(事務の委託)の規定により規約を定める

○規約の制定にあたっては、市議会の議決を求める必要がある(同文議決)

【相手方】

- ・御船町甲佐町衛生施設組合(議第 90 号)
- ・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合(議第 91 号)
- ・山都町(議第 92 号)

焼却処理施設保有団体
(事務の委託の相手方)



4 今後のスケジュール

令和5年度 (2023年度)	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年第1回定例会同文議決 (事務の委託に関する規約) ※議決後、協議書締結
令和6年度 (2024年度)	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・告示 ・県知事への届出 ・関係団体との実務調整(搬入に関する事務手続き)
令和7年度 (2025年度)	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理実施